

(案)

第8次石川県医療計画
(感染症分野)

【新興感染症発生・まん延時における医療】

1. 新興感染症発生・まん延時における医療の現状と課題について

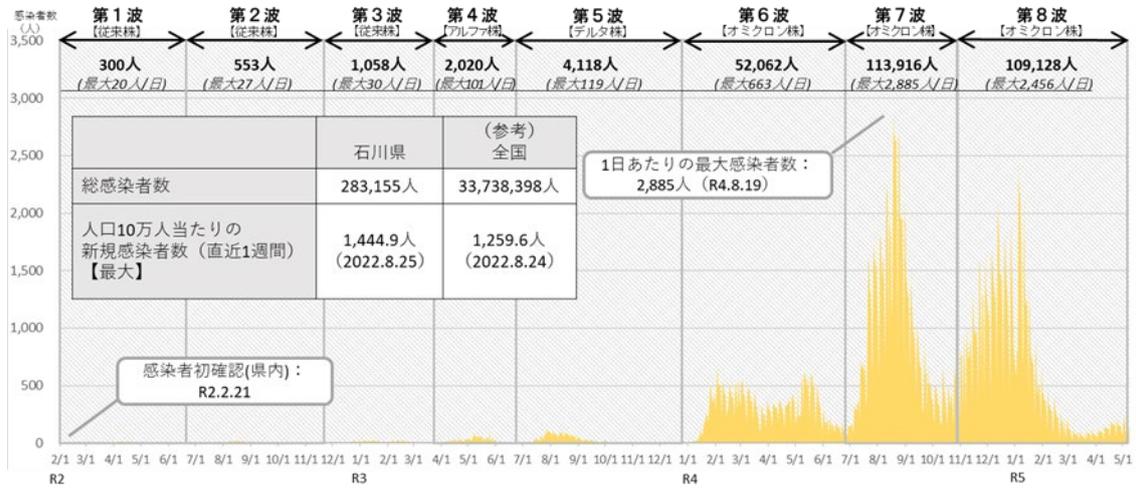
- 新型コロナウイルス感染症については、令和2年（2020年）1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、第1波から第8波までの感染拡大の波を繰り返し、国民生活に大きな影響を及ぼす事態となり、本県においても、延べ283,155人の感染者、計523人の死亡者が確認された。
- 県として、感染拡大の状況や変異株の特性等を踏まえて、病床や発熱外来等の医療提供体制の強化や、患者の入院の考え方などの対応方針を見直しながら、柔軟な対応を行った。
- 新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、感染症発生・まん延時には、通常医療との両立を含め機能する医療提供体制を迅速に構築することが求められることから、平時より、医療機関の機能に応じた役割を明確にしておく必要がある。
- また、感染症発生・まん延時には、医療機関と患者との間の合意により提供される医療に、行政が介入する仕組みとなることから、平時から関係者間の情報共有や連携強化が必要となる。

（1）新型コロナウイルス感染症に係る本県の状況

【感染状況等】

- 本県において、令和2年（2020年）2月21日に県内初の感染者が確認されて以降、延べ283,155人の感染者、計523人の死亡者が確認された。
- 感染拡大の波は第8波まであり、新たな変異株であるオミクロン株が主流となった第6波以降、感染者は急激に増加した。
- 一方で、第6波以降、感染者の増加に伴い死者数は増加したものの、死亡率・重症化率は低下しており、発生初期と比較して重症度は低下したものと考えられる。
- また、死亡者の9割以上が65歳以上の高齢者となっている。

■感染者数の推移



■死亡者数の推移



■年代別死亡者数の構成割合

波	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	計	うち65歳以上
第1波	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	11.1%	40.7%	33.3%	100%	92.6%
第2波	0.0%	4.3%	4.3%	30.4%	26.1%	26.1%	8.7%	100%	78.3%
第3波	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	28.6%	57.1%	7.1%	100%	100.0%
第4波	0.0%	2.0%	3.9%	9.8%	33.3%	33.3%	17.6%	100%	88.2%
第5波	0.0%	0.0%	15.8%	5.3%	0.0%	42.1%	36.8%	100%	84.2%
第6波	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	23.8%	38.1%	33.3%	100%	98.4%
第7波	1.0%	0.0%	3.1%	3.1%	18.4%	45.9%	28.6%	100%	93.9%
第8波	0.0%	0.4%	1.8%	5.7%	10.5%	43.4%	38.2%	100%	96.1%
全体	0.2%	0.6%	2.5%	7.1%	16.6%	41.7%	31.4%	100%	93.9%

■ 主な感染状況等

	第1波 (従来株)	第2波 (従来株)	第3波 (従来株)	第4波 (アルファ株)	第5波 (デルタ株)	第6波 (オミクロン株)	第7波 (オミクロン株)	第8波 (オミクロン株)
期間	2020年2月～ 2020年6月	2020年7月～ 2020年11月	2020年12月～ 2021年3月	2021年4月～ 2021年6月	2021年7月～ 2021年12月	2022年1月～ 2022年6月	2022年7月～ 2022年10月	2022年11月～ 2023年5月
感染者数	300人	553人	1,058人	2,020人	4,118人	52,062人	113,916人	109,128人
1日あたりの 新規感染者数 (最大)	20人	27人	30人	101人	119人	663人	2,885人	2,456人
1日あたりの 入院者数 (最大)	146人	137人	146人	331人	259人	279人	332人	305人
1日あたりの 重症者数 (最大)	8人	7人	11人	17人	12人	8人	6人	5人
重症者数 (死亡者含む) [重症化率]	39人 [13.00%]	33人 [5.97%]	49人 [4.63%]	109人 [5.40%]	48人 [1.17%]	76人 [0.15%]	124人 [0.11%]	259人 [0.24%]
死亡者数 [死亡率]	27人 [9.00%]	23人 [4.16%]	14人 [1.32%]	51人 [2.52%]	19人 [0.46%]	63人 [0.12%]	98人 [0.09%]	228人 [0.21%]
1日あたりの 宿泊療養者数 (最大)	56人	18人	65人	157人	181人	207人	195人	88人
1日あたりの 施設・自宅療 養者数 (最大) ※	23人	13人	7人	229人	569人	4,745人	20,172人	11,558人

※施設・自宅療養者数には確保病床外の入院者数及び療養先調整中の人数含む

※全数届出の見直し以降（R4.9.27以降）の施設・自宅療養者数は推計値となる

【医療提供体制】

- 第1波～第3波においては、原則入院の方針に基づき、外来・検査・入院の目詰まりを生じさせないよう対応した。
- 第4波～第5波においては、第4波の感染拡大により病床使用率が一時90%近くまで上昇したことから、コロナ病床を増床するとともに、「原則、全員入院」の方針を改めて、宿泊療養施設の直接入所や自宅療養を開始した。また、メディカルチェックセンターを開設し、宿泊療養と入院の振り分けを行った。
- 第6波～第8波においては、オミクロン株の流行による想定を上回る感染拡大が生じたことから、オミクロン株の特性も踏まえ、入院対象者を重点化し、中等症等の患者の入院先を優先的に確保するとともに、休日当番医等への抗原検査キットの配布等を行い、入院受入・外来受診体制のひっ迫の解消を図った。
- 発熱患者等の診療・検査を行う医療機関については、発生初期は帰国者接触者外来等で対応していたが、令和2年（2020年）10月以降、県で「診療・検査医療機関」の指定を開始し、第8波終了時には、423医療機関まで拡大した。
- 入院患者の受け入れを行う医療機関については、令和2年（2020年）3月までは感染症指定医療機関（20床・5病院）で対応していたが、順次拡大し、第8波終了時には、533床（32病院）を確保することができた。

■新型コロナ対策の基本方針及び主な対応

	第1波～第3波 従来株	第4波～第5波 アルファ・デルタ株	第6波～第8波 オミクロン株
感染状況 (最大)	新規感染者数:30人/日 (療養者数:約200人)	新規感染者数:約120人/日 (療養者数:約1,000人)	新規感染者数:約2,900人/日 (療養者数:約21,000人)
基本方針	外来・検査・入院の目詰まりを生じさせず、「原則、入院」	重症度や重症化リスクに応じた適切な療養先(入院、宿泊療養、自宅)を調整	入院対象者を重点化し、中等症等の患者の入院先を確保
外 来	・帰国者接触者外来の設置 ・重点外来での対応 ・いしかわPCR検体採取センターの開設 ・県医師会との集合契約による外来対応医療機関の増 ・診療・検査医療機関の指定開始	・診療・検査医療機関数の順次拡大 (救急医療) ・石川中央医療圏の救急医療輪番制の対象を拡大(疑い患者+自宅療養者)	・診療検査医療機関の順次拡大 ・休日当番医等への抗原検査キットの配布(救急医療) ・石川中央医療圏の救急医療輪番制の参加病院の拡大(軽症患者の搬送先の追加)
検 査	・保健環境センター等での検査体制の強化	・高齢者施設等の従事者の一斉検査の実施 ・薬局等での無料検査の開始	・高齢者施設等の従事者の一斉検査の対象拡大※保育園、幼稚園、小学校等の追加
入 院 ・ 宿 泊 療 養	・感染症指定医療機関の体制強化、大学病院、公立・公的病院での受入 ・宿泊療養施設の開設(1棟目)	・コロナ病床の更なる増床 ・メディカルチェックセンターの開設 ・宿泊療養施設への直接入所の開始 ・宿泊療養施設の開設(2棟目)	・入院対象者の重点化 ・コロナ病床の更なる増床 ・宿泊療養施設の開設(3棟目) ※2棟目は閉鎖
自 宅 療 養	—	・自宅療養の開始 ・電話診療等を行う医療機関のリスト化 ・薬の宅配を行う薬局のリスト化	・陽性者登録・フォローアップセンターの開設
その他	・医療調整本部の設置 ・いしかわクラスター班の設置	・いしかわ県民ワクチン接種センターの開設	—

■医療提供体制の主な状況

	第1波 (従来株)	第2波 (従来株)	第3波 (従来株)	第4波 (アルファ株)	第5波 (デルタ株)	第6波 (オミクロン株)	第7波 (オミクロン株)	第8波 (オミクロン株)
期間	2020年2月～ 2020年6月	2020年7月～ 2020年11月	2020年12月～ 2021年3月	2021年4月～ 2021年6月	2021年7月～ 2021年12月	2022年1月～ 2022年6月	2022年7月～ 2022年10月	2022年11月～ 2023年5月
診療・検査 医療機関数	-	190医療機関	244医療機関	252医療機関	313医療機関	376医療機関	401医療機関	423医療機関
確保病床数 [医療機関数]	233床 [22病院]	258床 [24病院]	258床 [24病院]	435床 [25病院]	475床 [28病院]	503床 [29病院]	504床 [30病院]	533床 [32病院]
1日あたりの の入院者数 (最大)	146人	137人	146人	331人	259人	279人	332人	305人
病床使用率 [重症病床使用 率] (最大)	56.6% [22.9%]	53.1% [20.0%]	56.6% [31.4%]	88.7% [48.6%]	59.5% [30.8%]	57.3% [19.5%]	65.9% [14.6%]	58.1% [12.2%]

<参考> 石川県における感染症指定医療機関

■第1種感染症指定医療機関

区域	病院名	指定病床数
石川県全域	石川県立中央病院	2

■第2種感染症指定医療機関

医療圏域名	病院名	指定病床数
南加賀	小松市民病院	4
石川中央	金沢市立病院	6
能登中部	公立能登総合病院	4
能登北部	市立輪島病院	4

2. 新興感染症の発生・まん延時における医療確保の方向性

【目的（目指す方向）】

■新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、県民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新興感染症の発生・まん延時においても、早期に適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、治癒させることにより、周囲へのまん延防止を図ることができるよう平時から関係機関の連携による体制の確保を図る。

【目標】

- 県の要請から1週間で立ち上がる医療提供体制の整備
- 感染まん延時の医療需要に対応できる医療提供体制の整備
- 新興感染症の流行に対応できる連携体制の推進
- 保健所や宿泊療養施設等の業務に従事する専門人材の確保

【新興感染症の発生・まん延時における医療確保の方針】

(1) 医療圏等

新興感染症に係る医療提供体制については、4つの二次医療圏を基本とし、精神疾患を有する患者や妊産婦、小児、透析患者、障害児者など特別な配慮が必要な患者への入院対応については、県全域で対応する。

ただし、令和6年（2024年）能登半島地震後の医療提供体制を踏まえて、医療圏毎の対応は中長期的な観点で検討する。

(2) 新興感染症の発生からの各時期に応じた医療提供体制の確保

全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、指定要件を満たす医療機関と、法に基づき医療措置協定等を締結し当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する。

① 発生初期から迅速に機能する医療提供体制の確保

- ・ 新興感染症の発生時の発熱外来及び入院病床は、まずは、第一種及び第二種感染症指定医療機関を中心に対応する。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症発生等公表から一定期間（公表後3か月程度を想定）において、引き続き第一種及び第二種感染症指定医療機関で対応すると共に、一定の基準※を満たす流行初期確保措置の対象となる協定締結医療機関も中心に対応する体制を整備する。

- ・ その際、保健所等による発熱相談から、当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導することや、受診時に採取した検体を市販の試薬が整わない時期から速やかに検査する体制も併せて整備する。

② 感染まん延時にも必要な医療が提供できる体制の確保

- ・ 新型インフルエンザ等感染症発生等公表から一定期間経過後（公表から3か月以降）において、流行初期確保措置の対象となる協定締結医療機関に加え、順次、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく体制を構築する。
- ・ 感染が拡大した際に、居宅又は高齢者施設等で療養する患者に対し、往診やオンライン診療、健康観察、訪問看護、医薬品対応等を行う病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等と予め協定を締結し、必要な医療提供体制を確保する。
- ・ 急速な感染拡大により、医療ニーズの増大が予測されるため、新興感染症以外の患者に対する医療を提供する後方支援医療機関と協定を締結し、通常医療を確保する。

（３）関係機関・関係団体との連携体制の確保

新興感染症の医療は、通常医療よりも多くの医療人材を必要とし、また、感染症法に基づく入院勧告・措置を伴い、入院調整や移送なども必要となるため、平時から地域における関係者間の役割分担や連携体制の構築が不可欠である。

① 地域における役割分担及び連携体制の推進

- ・ 平時における医療機関との協定締結を通じた役割分担を明確化すると共に、感染症連携協議会を活用し、県内における保健所、各医療機関、消防機関、高齢者施設等や、医師会、看護協会、薬剤師会等の医療関係団体の連携強化を図る。
- ・ 精神疾患を有する患者や妊産婦、小児、透析患者、障害児者など特に配慮が必要な患者の病床確保に当たっては、各特性に応じた体制の構築を図る。
- ・ 新興感染症に対する医療を提供する医療機関の従事者に対し、感染症に関する必要な研修会や訓練を通じ、感染症対応力の強化に努める。

（４） 感染まん延時にも必要な医療が提供できる人材の確保

- ・ 医療機関と予め協定を締結し、感染まん延時に県が新設する宿泊療養施設等で従事する医療関係者を確保する。

- ・保健師等の専門職が保健所業務を支援する仕組み（I H E A T）を活用し、I H E A T 要員の確保や研修などを通じて、保健所業務の支援体制を確保する。

施策・指標マップ

	番号	A 個別施策	番号	B 目標(体制整備・医療サービス)	番号	C 目的(県民の状態)
新興感染症の発生からの各時期に応じた医療提供体制の確保	1	発生初期から迅速に機能する医療提供体制の確保	1	県の要請から1週間で立ち上がる医療体制の整備 指標 流行初期に協定締結医療機関(入院)として確保する病床数 指標 流行初期に協定締結医療機関(発熱外来)として確保する医療機関数 指標 流行初期に検査措置協定により確保する一日あたりの検査数	1	感染症患者が適切な医療を受けられる体制の整備 指標 医療提供体制の整備目標の達成率
	2	感染まん延時にも必要な医療が提供できる体制の確保	2	感染まん延時の医療需要に対応できる医療提供体制の整備 指標 流行初期以降に協定締結医療機関(入院)として確保する病床数 指標 流行初期以降に協定締結医療機関(発熱外来)として確保する医療機関数 指標 流行初期以降に検査措置協定により確保する一日あたりの検査数 指標 流行初期以降に協定締結医療機関(自宅療養者に医療を提供する)として確保する医療機関数 指標 流行初期以降に協定締結医療機関(後方支援)として確保する医療機関数		
関係機関の確保・関係団体との連携	3	地域における役割分担や連携体制の推進	3	新興感染症の流行に対応できる連携体制の推進 指標 連携協議会の開催回数 指標 県、保健所、地衛研等で実施する訓練の実施数		
	4	感染まん延時にも必要な医療が提供できる人材の確保	4	保健所や宿泊療養施設等の業務に従事する専門人材の確保 指標 協定締結医療機関(人材派遣)として確保する人員の数 指標 保健所等業務の即応人材として登録された(IHEAT要員)人数		

数値目標

分類	指 標		現状値 (R6.4) ※精査中	目標値	
	名称	出典・説明		H8年度 (中間)	R11年度 (最終年)
	流行初期に協定締結医療機関(入院)として確保する病床数	医療機関との協定内容の合計	308	258	258
	流行初期に協定締結医療機関(発熱外来)として確保する医療機関数	医療機関との協定内容の合計	55	29	29
	流行初期に検査措置協定により確保する一日あたりの検査数	医療機関との協定内容の合計	335	400	400
	流行初期以降に協定締結医療機関(入院)として確保する病床数	医療機関との協定内容の合計	482	510	533
	流行初期以降に協定締結医療機関(発熱外来)として確保する医療機関数	医療機関との協定内容の合計	349	380	415
	流行初期以降に検査措置協定により確保する一日あたりの検査数	医療機関との協定内容の合計	2,907	4,000	5,000
	流行初期以降に協定締結医療機関(自宅療養者に医療を提供する)として確保する医療機関数	医療機関との協定内容の合計	599	499	499
	流行初期以降に協定締結医療機関(後方支援)として確保する医療機関数	医療機関との協定内容の合計	52	43	43
	連携協議会の開催回数(一年あたり)	健康推進課調べ	—	1	1
	県、保健所、地衛研等で実施する訓練の実施数(一年あたり)	健康推進課調べ	—	3	5
	協定締結医療機関(人材派遣)として確保する人員の数	医療機関との協定内容の合計	245	160	160
	IHEAT 要員の確保数(IHEAT 研修受講者数)	健康推進課調べ	—	13	25
	医療提供体制の整備目標の達成率		50.0%	65.0%	80.0%

■ 流行初期確保措置の対象となる一定の基準

【病床】

- ① 知事の要請があった日から起算して 7 日以内に実施するものであること
- ② 入院措置を講ずるために確保する病床数が 20 床以上であること（ただし、重症患者用の病床を確保する医療機関においては、重症患者用の病床数に 5 を乗じた数と重症患者用以外の病床数の合計が 20 床以上であること）
- ③ 公的医療機関等の医療の提供の義務に係る通知を受けた医療機関又は医療措置協定を締結する医療機関と必要な連携を行うことその他入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること
- ④ 医療機関名の公表に同意すること
- ⑤ 感染症サーベイランスシステムを用いて、電子的に発生届の提出ができること

【発熱外来】

- ① 知事の要請があった日から起算して 7 日以内に実施するものであること
- ② 1 日あたり 10 人以上の発熱患者等の診療を行うものであること
(注) 原則、月曜日 から土曜日まで受け入れる医療機関であって、行政から依頼された濃厚接触者も対象とすること
- ③ 医療機関名の公表に同意すること
- ④ 感染症サーベイランスシステムを用いて、電子的に発生届の提出ができること

■ 協定指定医療機関の指定要件

【第一種協定指定医療機関】

- ① 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 患者等がお互いに可能な限り接触することなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

【第二種協定指定医療機関】

- ① 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ② 受診する者同士が可能な限り接触することなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

【感染症】

医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、また国際交流の進展に伴い、感染症は新たな形で、今なお脅威を与えている。

平成 26 年から 27 年に西アフリカで発生したエボラ出血熱の流行により、北米や欧州でも輸入症例が発生し、我が国でも国内発生時の対応体制の整備等が進められた。平成 24 年 9 月以降中東地域を中心に、中東呼吸器症候群の症例が報告され、国内においても輸入例が探知されることが懸念されたため、平成 27 年 1 月に二類感染症に位置づけられた。また、令和元年 12 月には、中国で新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的に大流行した。国内でも、令和 2 年 1 月に 1 例目が報告され、2 月には指定感染症に指定され、令和 3 年 2 月には新型インフルエンザ等感染症に位置づけられ、令和 5 年 5 月に 5 類に移行されるまで、社会経済にも多大なる影響を及ぼした。

県内では、一類感染症の発生はないが、結核、腸管出血性大腸菌感染症、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や麻しんなどが発生しており、今後も、感染症の発生予防、まん延の防止を目的とした対応体制の整備、充実を図るため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、総合的な施策を推進する。

1. 一類感染症（7 疾病）について

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

（1）現状と課題

- 一類感染症の入院治療を担う第一種感染症指定医療機関として、県立中央病院を指定している。

区域	病院名	指定病床数
石川県全域	石川県立中央病院	2

※平成 30 年 1 月指定

- 新興感染症などの多様な感染症対策に対応できる人材養成が必要である。

（2）対策

- 一類感染症の発生時に、迅速かつ的確に対応できるよう、医療提供体制及び移送体制等の整備、充実を図る。
- 研修会の開催等により新興感染症などの多様な感染症対策に対応できる人材の養成を図る。

2. 二類感染症（7疾病）について

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1、H7N9であるものに限る。）

（1）現状と課題

- ・二類感染症の入院治療を担う第二種感染症指定医療機関は、各医療圏に指定している。

医療圏域名	病院名	指定病床数	
		結核を除く	結核
南加賀	小松市民病院	4	10
石川中央	金沢市立病院	6	25
能登中部	公立能登総合病院	4	-
	国立病院機構七尾病院	-	8
能登北部	市立輪島病院	4	-
	珠洲市総合病院	-	7

- ・結核患者の8割以上が医療機関の受診で発見されていることから、医療機関における早期の診断と速やかな患者届出等が重要である。
- ・結核の治療にあたっては、適正な医療が提供されない場合、疾患の治癒が阻害されるのみならず、治療が困難な多剤耐性結核の発生に至る危険性がある。

（2）対策

- ・医療機関に対する研修会の開催等により、早期診断と速やかな届出の徹底を図るとともに、結核医療の基準について、周知を図る。
- ・結核の再発や多剤耐性結核の出現を防止するため、服薬確認を軸とした患者支援を推進するとともに、多剤耐性結核患者に対する医療機関の機能に合わせた効果的、効率的な患者管理を行い、多剤耐性結核患者等の管理が複雑な結核治療等を担う中核的病院を中心とした、各地域の医療連携体制を推進する。

3. 三類感染症（5疾病）について

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

（1）現状と課題

腸管出血性大腸菌感染症等については、集団感染や広域的な発生が見られることから、感染予防のための普及啓発とともに、早期発見及び治療体制の整備が必要である。

（2）対策

県民や医療関係者への一層の普及啓発を図るとともに、医療機関からの迅速な届け出により、感染症対策の迅速かつ効果的な実施を図る。

4. 四類感染症（44疾病）について

E型肝炎、A型肝炎、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（病原体がプレボウウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）、マラリア等

（1）現状と課題

交通手段のめざましい進展による膨大な人とモノの移動や野生動物のペット化等を背景として、動物由来感染症が問題となっており、県民や関係者に対する一層の普及啓発が必要である。

（2）対策

海外渡航者が増加していることから、海外感染症情報等の一層の普及啓発を図るとともに、動物由来感染症における媒介動物の対策を推進し、医師、獣医師からの迅速な届け出により、感染症対策の迅速かつ効果的な実施を図る。

5. 五類感染症（48疾病）について

後天性免疫不全症候群（エイズ）、梅毒、性器クラミジア感染症、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、風しん、麻しん、インフルエンザ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等

（1）現状と課題

・後天性免疫不全症候群（エイズ）や梅毒、性器クラミジア感染症など性感染症患者の増加が課題となっており、性感染症予防の普及啓発及び教育の推進、検査・相談体制の充実、医療提供体制の整備・充実を図る必要がある。

- ・ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療と長期にわたる患者管理・支援が必要である。
- ・麻しんは排除状態と認定されたが、その後も海外からの輸入例を発端として、集団発生が起こっている。
- ・集団感染の発生等が課題となるインフルエンザ、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎等について、発生動向を迅速に把握し、県民や医療関係者に的確に情報提供する必要がある。

(2) 対策

- ・後天性免疫不全症候群（エイズ）等の性感染症について、一般的な普及啓発を行いつつ、関係機関との連携のもと、青少年やMSM（Men who have Sex with Men：男性間性交渉者）に対する普及啓発及び教育を推進する。
- ・性感染症の早期発見・早期治療につながるよう、利便性の高い検査の普及・相談体制を充実するとともに、相談機関、一般医療機関、専門医療機関等の連携強化を図る。
- ・エイズ治療の中核拠点病院を中心とした総合的なエイズ医療体制の整備と診療の質の向上を図る。（図参照）
- ・ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び患者管理・支援のための相談・検査体制や医療体制の整備、充実を図る。
- ・麻しんや風しんについては、予防接種を推進するとともに、発生時の迅速な届出と対応を行う。
- ・感染症発生動向調査事業により、全数把握感染症及び定点把握感染症について、発生動向を迅速に把握・検討し、食品等関係部局と連携のもと、的確な対策を講じることで、感染症の予防やまん延防止を図る。

6. 新型インフルエンザ等感染症について

新型インフルエンザ等感染症とは、新型インフルエンザと再興型インフルエンザのことをいう。新型インフルエンザは、新たにヒトからヒトに感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症と位置づけられている。

※対応については「**●**新興感染症発生・まん延時における医療」において記載

7. 指定感染症について

指定感染症は、一類から三類感染症以外の既知の感染症であり、健康診断、入院、消毒などの措置が緊急に必要な場合に、厚生労働大臣が期間（1年以内）を決めて指定する感染症である。現在、指定感染症はない。

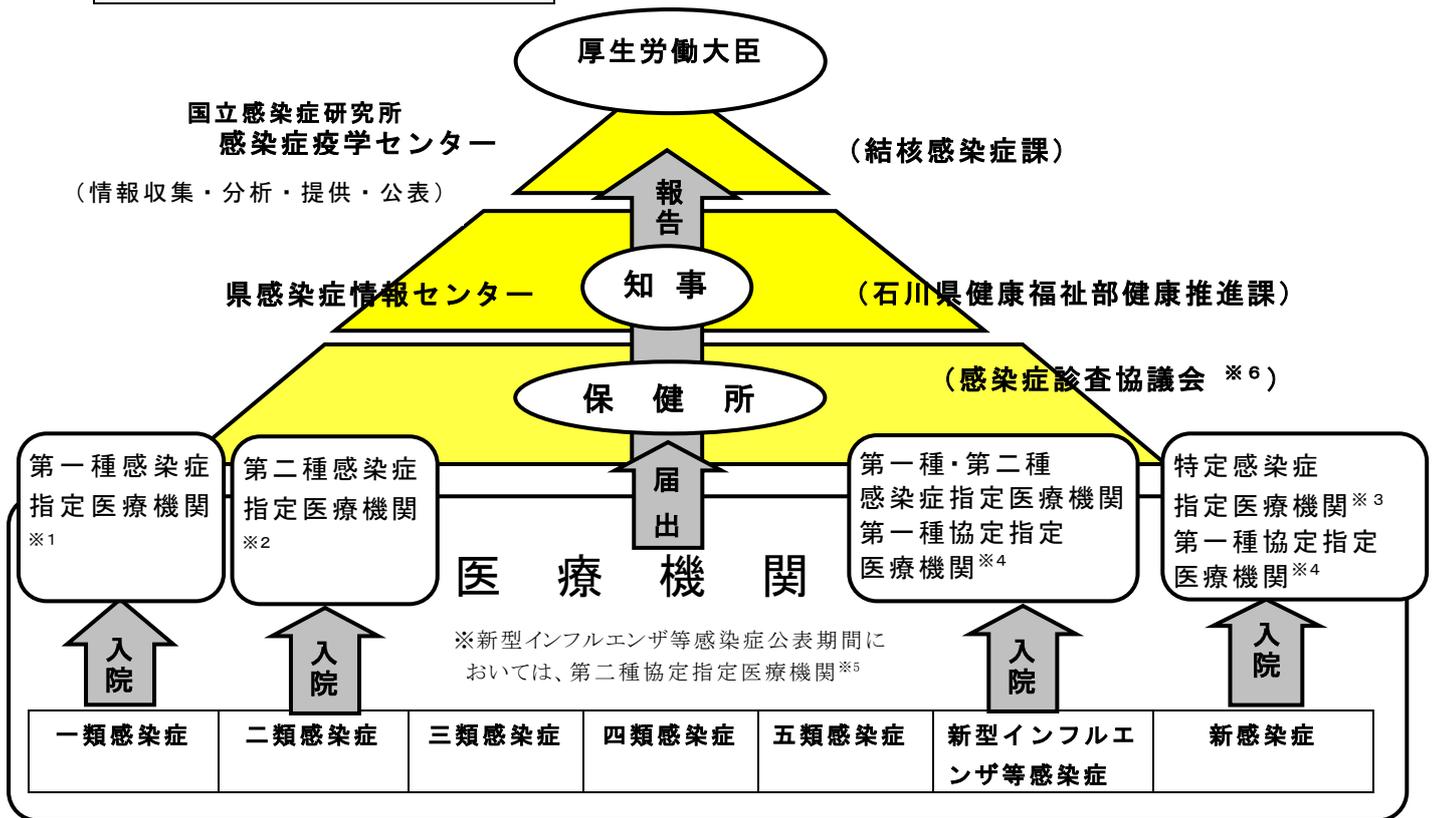
※対応については「**●**新興感染症発生・まん延時における医療」において記載

8. 新感染症について

新感染症は、未知の感染症であり、その感染力や罹患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症として位置づけられている。県内において新感染症と考えられる患者が発生した場合は、直ちに国へ通報し、指導・助言を受けて、新感染症の所見がある者の入院を担当する医療機関として国が指定する特定感染症指定医療機関への入院措置などの対応を行うこととなる。

※対応については「**●**新興感染症発生・まん延時における医療」において記載

感染症の届出と医療提供体制



- ※1 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関をいう。
県内1カ所 石川県立中央病院
- ※2 第二種感染症指定医療機関：二次医療圏毎に設置される二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関をいう。
県内4カ所 南加賀：小松市民病院、石川中央：金沢市立病院、
能登中部：公立能登総合病院、能登北部：市立輪島病院
- ※3 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当する医療機関をいう。
全国4カ所 東京都：独立行政法人国立国際医療研究センター、千葉県：成田赤十字病院、
大阪府：りんくう総合医療センター、愛知県：常滑市民病院
- ※4 第一種協定指定医療機関：新型インフルエンザ等感染症公表期間において、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症の入院対応を行うため、予め協定を締結した医療機関
- ※5 第二種協定指定医療機関：新型インフルエンザ等感染症公表期間において、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症の発熱外来を行うため、予め協定を締結した医療機関
- ※6 感染症診査協議会：入院勧告、入院期間の延長、就業制限通知、結核患者の医療費の公費負担申請等に関する審議を行う。

【感染症指定医療機関、協定指定医療機関と入院対応を担当する感染症類型の関係】

新感染症			
一類感染症	一類感染症		
二類感染症	二類感染症	二類感染症	新感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症
特定感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	第一種協定指定医療機関

